

J Aえちご上越 旬菜交流館 あるるん畑利用組合規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この組合はJ Aえちご上越が設置する『農産物直売所(旬菜交流館 あるるん畑)』(以下あるるん畑)について、JA えちご上越が行う施設の管理運営に参画協力し、農林産物・農林産加工品・農村工芸品等の直接販売による組合員の所得向上と農業経営発展支援及び女性の起業活動への支援を行う。

(名称)

第2条 この組合は、J Aえちご上越 旬菜交流館 あるるん畑利用組合(以下組合という)とする。

(事業)

第3条 この組合は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 施設の管理・運営に関すること
- (2) 農林産物、農林産加工品、農村工芸品、地場製品の生産販売に関すること
- (3) 各種イベントの開催など消費者との交流等、企画に関すること
- (4) その他、この組合の目的達成に必要なこと

(事務所)

第4条 この組合の事務所は、あるるん畑施設内に置く。

第2章 会員

(資格)

第5条 この組合の会員は、原則としてJAの組合員とする。

(入会金)

第6条 会員からは下記の入会金を徴収し、組合運営資金等に充てる。入会金は脱会時にも返却されない。

一会員 2,000円

(加入)

第7条 この組合の会員になろうとする者は、加入申込書をこの組合に提出しなければならない。

- 2 前項の申し込みがあったときは、組合で加入の諾否を決定し、その旨を申込者に通知するものとする。
- 3 組合を脱会(もしくは会員死亡時)する会員は、脱会申請書を組合に提出しなければならない。

- 4 二年間販売実績が無い会員は、継続出荷申請書を組合に提出しなければならない。提出の無い場合は退会したものとみなす

(利用)

第8条 この施設に関する利用細則は、別に定める。

第3章 役員会

(役員)

第9条 この組合の業務を円滑に運営するため、役員会を置く。役員は次のとおりとし、役員の過半数は女性とする。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 組合長 | 1名 |
| (2) 副組合長 | 1名 |
| (3) 管理委員 | 若干名 |
| (4) 会計 | 1名 |
| (5) 監事 | 2名 |

(役員職務)

第10条 組合長は組合を代表し、総括する。

2 副組合長は組合長を補佐し、組合長事故あるときは職務を代行する。

3 管理委員は施設の管理運営業務について、JA（店舗事務局）と協議し事業の企画立案等を担当する。

- | | |
|-----------|-------------------------|
| (1) 販売促進係 | あるるん畑において実施するイベントに関する事項 |
| (2) 販売係 | 店内販売品の管理に関する事項 |
| (3) 生産係 | 農産物の生産に関する事項 |
| (4) 経営係 | あるるん畑会計の収支に関する事項 |
| (5) 総務係 | 会員の店舗応援と上記以外に関する事項 |

4 会計はこの組合の会計を処理する。

5 監事はこの組合の会計会務を監査する。

6 組合長はイベントアドバイザーとして、イベントの円滑な運営と顧客満足度維持のため、役員経験者のなかから任命することができる。

イベントアドバイザーは、組合長の要請によりイベントについてアドバイスと参加協力するものとする。手当は役員会に一任する。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員選任)

第12条 役員は各地域別に選出し、JA女性経営管理委員を含め、概ね20名以内とする。また、第9条の役職は、役員が互選し、総会において承認する。

(手 当)

第13条 役員には、あるるん畑利用組合会計より手当を支払う。年総額100万円以内とし、各役員の手当額、支給時期、支給方法については、役員会に一任する。

第5章 会 議

(会議の種類)

第14条 この組合の会議は、総会と役員会とする。

(会議の招集)

第15条 定期総会は毎年1回開催する。

2 臨時総会は組合長が必要と認めたとき、または会員の3分の2以上の請求があったときに開催する。

3 役員会は必要に応じて開催する。

(会議の議決事項)

第16条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び組合収支決算
- (2) 事業計画及び組合収支予算
- (3) 規約の改正
- (4) 役員を選任及び解任
- (5) その他必要な事項

2 役員会は次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議する事項。
- (2) 組合及び施設の運営に関する事項で前項以外の事項。

(会議の議決)

第17条 会議の議決は出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは組合長の決するところによる。

第6章 組合事業の執行及び会計

(事業年度)

第18条 この組合の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

(運営経費)

第19条 この組合の運営経費は、利用組合運営費(会員販売高の1%)、入金他をもって充てる。

(罰則)

第20条 会員が、組合、他の会員、消費者などに著しく迷惑をかけたとき、または組合の遵守事項に違反したときは、役員会で該当者と協議の上、出荷停止あるいは組合から除名することができる。

第7章 組合の解散

(組合の解散)

第21条 この組合は、総会において3分の2以上の同意がなければ解散できない。

附 則

この規約は、平成17年 8月 20日より施行する。

平成19年 3月 24日一部改定

平成21年 3月 14日一部改定

平成22年 3月 20日一部改定

平成23年 3月 19日一部改定

平成28年 3月 21日一部改訂

平成30年 3月 21日一部改訂